

財政局理事等専決要綱

制定 令和 8 年 3 月 30 日

(趣旨等)

第 1 条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、大阪市事務専決規程（昭和38年達第 3 号。）第25条第 1 項の規定に基づき、財政局長の専決事項の一部委譲について定めることを目的とする。

2 この要綱の定めるところにより専決することができることとされた事項であっても、異例に属するもの、規定の解釈上疑義があるもの又は重要と認めるものについては、上司の決裁（承認を含む。）を受けなければならない。

(理事専決事項)

第 2 条 理事の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤の嘱託職員（附属機関の委員及びこれに準ずる者を除く。）の委嘱（新たに委嘱する場合を除く。）及び解嘱、会計年度任用職員の任免（新たに任命する場合を除く。）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の 3 第 1 項若しくは第26条の 6 第 7 項第 2 号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第110号）第 6 条第 1 項第 2 号の規定により臨時的に任用される職員の任免（新たに任命する場合を除く。）並びに地方公務員法第26条の 6 第 7 項第 1 号又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号若しくは第18条第 1 項の規定により任期を定めて採用される職員の任免（新たに任命する場合を除く。）に関する事
- (2) 理事及び部長（財務部長及び税財政企画担当部長をいう。以下同じ。）の宿日直、時間外勤務、休日勤務、休日の振替その他勤務に係る命令、休暇（介護休暇及び介護時間を除く。）の承認、出勤及び退勤に係る軽易な届出の受付等に関する事
- (3) 部長及び課長等（財務部に属する課長及び課長代理をいう。）の職務に関連する受嘱の承認に関する事（新たに受嘱する場合及び受嘱条件の変更を伴う場合を除く。）
- (4) 理事及び部長の職務に専念する義務の免除に関する事。ただし、別に定めるものを除く。（定例のものに限る。）

- (5) 理事及び部長に対する内国出張（市内出張及び宿泊を伴わない本市近接地の出張を除く。）を命ずること（出張期間が長期（3泊4日以上）のものを除く。）
- (6) 所管業務に係る照会、回答、諮問、届出、報告、通知、申請、進達、副申等に関すること（経費の支出決定を除く。）

（財務部財務課長専決事項）

第3条 財務部財務課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 繰入替予算の執行に関すること
- (2) 予算の配当に関すること
- (3) 予算の目の流用に関すること

（財務部総務担当課長専決事項）

第4条 財務部総務担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 1件1万円以下の食糧費の支出決定に関すること

（財務部財源課長専決事項）

第5条 財務部財源課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

- (1) 公債の元利償還金等の支出決定及び公債収入に関すること
- (2) 公債の発行及び償還に係る定例の事務事業の施行決定に関すること
- (3) 一時借入並びに大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号）第68条の規定による歳計現金の一時繰替使用に関すること
- (4) 蓄積基金の運用に関すること
- (5) 1件1万円以下の食糧費の支出決定に関すること
- (6) 繰入替予算の執行に関すること
- (7) 予算の配当に関すること
- (8) 予算の目の流用に関すること

附 則

- 1 この要綱は令和8年4月1日から施行する。
- 2 財政局財務部課長専決要綱は廃止する。